主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中六〇日を本刑に算入する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

## 理 由

被告人本人及び弁護人豊水道雲の上告趣意は、末尾添附別紙記載のとおりである。 論旨は、刑訴四〇五條の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四一一條 を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四條、三八六條一項三号、一八一條、刑法二一條により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和二六年一月三〇日

最高裁判所第三小法廷

郎	_	太	) 川	長名	裁判長裁判官
登			上	井	裁判官
保				島	裁判官
介		又	村	河	裁判官